

監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月6日

彦根市監査委員 内堀 喜代治

彦根市監査委員 西川 正義

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成25年2月中に次のとおり実施した。

実地監査

監査期日	監査対象
2月7日	子育て支援課 子ども未来室 子どもセンター ふれあいの館
2月14日	障害福祉課 社会福祉課
2月21日	介護福祉課 地域包括支援センター 健康推進課 子ども青少年課 家庭児童相談室
2月25日	保険年金課 保険料課
2月28日	住宅管理室

書類監査

監査期日	監査対象
2月15日	休日急病診療所

2 監査の方法

各所属とも、平成24年度（平成24年12月末日現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査執行上の除斥

保険年金課および保険料課の監査において、内堀喜代治代表監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、本件監査から除斥された。

4 監査の結果

子育て支援課、保険料課、住宅管理室における未収金については、差押等による法的措置を行い解消に向け努力をされているが、引き続き滞納者の実態調査および適切な債権確保対策を講じ、いっそうの収入未済縮減に努められたい。また新たな収入未済を発生させないよう納期限内納付の徹底に努められたい。

子育て支援課、社会福祉課、介護福祉課、保険年金課における不正受給による返還金、返納金については、返済計画等により債権管理されているが、いっそうの収納促進に努められ、またその趣旨を踏まえて、厳しく対応されたい。

子どもセンターの天体望遠鏡の稼働状況については、天候による影響は一部理解するところであるが、昨年度の改修事業の効果が十分に発揮されるよう、積極的な利用促進に努められたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。
なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。